

※
処理
事項

発 信 年 月 日
通信日付印確認

整 理 番 号

事務所区分

管 理 番 号

申告区分

受付印

令和 年 月 日

法 人 番 号

申告年月日
年 月 日

所 在 地
(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)
(ふりがな)

(電話)

この申告の基礎

1. 法人税の令和 年 月 日の修正申告書の提出による。
2. 法人税の令和 年 月 日の更正・決定・再更正による。

法 人 名
(ふりがな)

事 業 種 目

期 末 現 在 の 資 本 金 の 額
又 は 出 資 金 の 額

兆 十億 百万 千 円

代 表 者 氏 名
(ふりがな)

経 理 責 任 者 氏 名
(ふりがな)

期 末 現 在 の 資 本 金 の 額 及 び
資 本 準 備 金 の 額 の 合 算 額

期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書 ※

摘 要		課 税 標 準				法 人 税 割 額			
						税率(100)	税 額		
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	十億	百万	千	円				
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②								
還付法人税額等の控除額	③								
退職年金等積立金に係る法人税額	④								
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤				0 0 0		十億	百万	千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (5/8×⑤)	⑥				0 0 0				
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦								
税額控除超過額相当額の加算額	⑧								
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨								
外国の法人税等の額の控除額	⑩								
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪								
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫								0 0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬								0 0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭								
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮								0 0
均 等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯		月	円×16/12	⑰			0 0
	既に納付の確定した当期分の均等割額					⑱			0 0
	この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱					⑲			0 0
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑲						⑳			0 0
㉔のうち見込納付額						㉑			
差 引 ㉔-㉑						㉒			

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分 割 基 準		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち当該市町村分の従業員数	
			人	人
合 計		人		

指 場 定 合 都 市 に ⑰ 申 の 告 計 算	区 名	※ 区コード	月数	従業員数	均等割額	決 算 確 定 の 日	・ ・	法人税の申告書の種類	青色・その他
				人	円	解 散 の 日	・ ・		
					0 0	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・ ・	翌期の中間申告の要否	要・否
					0 0	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	円		
					0 0	この申告が中間申告の場合の計算期間	・ ・	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
					0 0	還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 及 び 支 払 方 法	銀行 口座番号(普通・当座)		
					0 0	還 付 請 求 税 額		十億 百万 千 円	
					0 0	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			
					0 0				
					0 0				

関 署
与 税
理 士 名

(電話)

1

整理番号

事務所区分

管理番号

申告区分

23

24

法人番号

申告年月日

42

申告基礎

72

事業年度又は
連結事業年度

43

48

49

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

11

B

期末現在の資本金の額
又は出資金の額
期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額
期末現在の
資本金等の額

41

42

43

55

予備

11

B

使途秘匿金
税 額 等

26

01

02

03

04

05

06

11

B

30

31

07

08

09

10

11

12

13

14

15

17

18

19

20

21

22

(月 数)

16

月

23

24

25

11

B

区コード月数 従業者数 均等割額

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

翌期の中間申
告の要否

70

1・2

法人税の申告
期限の延長の
処 分 の 有 無

71

1・2

第20号様式記載要領

- 1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事務所所在地の市町村長に1通を提出すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2イ若しくはハ(政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第292条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。
- 8 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第321条の8第3項(令和2年改正法附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- 9 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年旧法第321条の8第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 10 市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第20号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。
- 11 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。
- 12 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数㉓」の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉓」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。)に、「左のうち当該市町村分の従業者数㉔」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。
- 13 「㉕のうち見込納付額㉕」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する

場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。))がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。))(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

- 14 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第32項又は令和2年旧法第321条の8第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12又は令和2年旧政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 15 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 16 法第292条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 17 法第292条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 18 法第292条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。